

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：ネパール国における廃棄物管理に係る情報収集・  
確認調査（QCBS）

調達管理番号：23a00418

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年8月16日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2023年8月16日

## 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国における廃棄物管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）
  - ( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年10月～2024年6月  
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

## 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
調達・派遣業務部 契約第一課  
電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
担当者メールアドレス：[Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp](mailto:Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
南アジア部 南アジア第二課
- (3) 日程  
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 8月 22日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 8月 30日 12時
3	質問への回答 8月23日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 8月 28日

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年9月4日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年9月8日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年9月27日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： <a href="https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE">https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE</a> ） ※2023年7月公示から変更となりました。

## 5. 競争参加資格

### （1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### （2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### （3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・

見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛  
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA指定様式は下記（2）のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

## (3) 提出先

### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**
- (2) 評価方法
- 1) 技術評価  
 「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。
    - ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
    - ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
    - ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分	80～90%

期待できるレベルにある。	
当該項目については <u>一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。</u>	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。</u>	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

## 2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

### ① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

#### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

#### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記4.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国における廃棄物管理に係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 調査の背景・経緯

ネパールは、堅調な経済成長を背景に社会経済活動が活発であり、近年は人口増加も著しい。首都であるカトマンズを含むカトマンズ首都圏では人口は約 252 万人（2011）から約 303 万人（2021）に増加しており、同国内で人口第二位のポカラ市では約 27 万人（2011）から約 44 万人（2021）へと増加している（ネパール中央統計局、2011 年、2021 年）。急速な都市人口の拡大に伴い、排出される廃棄物量も増加しているが、適切に収集・運搬・処分がなされないため、廃棄物の放置や、河川や河川敷への投棄等が行われ、公衆衛生の悪化の他、水質、土壌の汚染による健康被害が懸念されている。

こうした現状を踏まえ、ネパール政府は 2011 年には廃棄物管理法を規定し、地方自治体の責任の明確化、廃棄物の違法投棄等の行為に対する罰則の強化、廃棄物管理委員会や技術協力センターの設置などを定めた。今後同法の改正が予定されており、産業廃棄物や医療廃棄物の適切な処分を管理する責任省庁が明確化<sup>2</sup>される見通しである。また 2013 年には廃棄物管理規則が制定され、地方自治体の責任内容、民間企業等が廃棄物管理事業に携わる場合の資格制度など、廃棄物管理のための基本的な枠組みが形作られた。

しかし、2015 年の新憲法制定の後に廃棄物管理法上で設置が定められた廃棄物管理委員会及び技術協力センターは解散となり、現在必ずしも廃棄物管理法に従った合理的な廃棄物管理体制が敷かれていない現状がある。加えて、廃棄物管理規則で定められた地方自治体の責務を規定する条例の策定も不十分である。そのため、ネパールの都市では今後、人口の増加及び社会経済活動の活性化に伴い廃棄物の発

<sup>2</sup> 産業廃棄物については産業・商業・供給省（Ministry of Industry, Commerce and Supplies）が、医療廃棄物は保健人口省（Ministry of Health and Population）が責任省庁として検討されている。

生量の更なる増加が見込まれているが、廃棄物を行政サービス下で適切に管理する体制・制度が構築されておらず、これらの解決が喫緊の課題となっている。

また廃棄物管理実務の現場の実情として、カトマンズ首都圏及びポカラ市では以下の現状が確認されている。

カトマンズ首都圏では1日あたり約1,200トン(ネパール都市開発省(2023年))の廃棄物が排出されるも、制度に基づいた資源の分別、回収は行われておらず、廃棄物の発生抑制、減量、再利用・再資源化(3R)については改善の余地が大きい。また、最終処分場の運用及び閉鎖についても大きな課題がある。カトマンズ市が2022年より運用を開始したバンチェラダダ最終処分場は、想定以上の廃棄物量の受け入れ<sup>3</sup>、想定外の有機廃棄物の受け入れ<sup>4</sup>、浸出水の処理能力の不足<sup>5</sup>及び、適切な維持管理が行えていない<sup>6</sup>等数多くの課題を抱える現状にある。また、上記のバンチェラダダ最終処分場の運用開始まで活用されたシスドル最終処分場は、当初短期利用を念頭においた施設であったが、実際には15年以上運用され、許容量を遥かに超える廃棄物が無計画に積み上げられており、発生する浸出水や埋立地ガスが現在も適切に処理されないまま放置されている。ネパール都市開発省が閉鎖にむけた計画検討のためのコンサルタント雇用を試みた際に応募者がおらず入札が不成立となるなど、安全な閉鎖に向けて大きな課題がある。

ポカラ市でも、廃棄物処分場から排出される浸出水のモニタリングの基準や規則が存在しておらず、廃棄物管理関連施設の建設地の建設地の特定を行う際に参照すべき基準がないことなどが課題として挙げられている(世界銀行グループ(2020年))。

こうした計画性のない最終処分場の運用、法規則や条例等の執行面での課題に加え、中央政府と各市及び近隣自治体間の連携不足、減量や分別に係る取り組み不足、既存施設の維持管理に係る能力不足などの様々な要因により、カトマンズ首都圏を筆頭にネパールの都市部における廃棄物管理には多くの課題がある。

ネパールにおける廃棄物管理について、JICAはこれまでも、開発調査「カトマンズ盆地都市廃棄物管理計画調査」(2004-2005年、フォローアップを2005-2007年に実施)や、「ネパール国廃棄物管理分野プロジェクト形成支援調査」(2008年)、「カトマンズ盆地廃棄物管理情報収集・確認調査」(2014年)等を実施してきた。

直近の2014年の調査では、2004年より実施された開発調査以後の具体的な変化や引き続き残る課題について確認・分析を行っている。同調査では、当時運用されていたシスドル最終処分場の早期の運用改善に向けて警鐘を鳴らすと共に、民間セクターに委託している廃棄物の収集量・処分データに基づいた計画策定、行政のコスト負担軽減及び最終処分場の延命に向けた廃棄物減量の必要性などについて

<sup>3</sup> カトマンズ市の廃棄物を処理することを念頭に処分場は設計されているが、カトマンズ市以外の23自治体からの廃棄物を受け入れており、想定以上のペースで処分量が増加しているため、同処分場の適切な管理と延命のための取り組みが喫緊の課題である。

<sup>4</sup> 無機物のみを処分することを念頭に処分場は設計されているが、分別を適切に行う仕組みが存在しないため、有機物を含む廃棄物の処分が実施されており、想定外の浸出水が発生している。

<sup>5</sup> 貯留池に浸出水が流れる仕組みは存在するものの、特段処理は行われておらず、雨天時の表流水等の流入を防ぐ排水路や屋根は存在しない。そのため、雨季には貯留池の浸出水が近隣の川へとあふれ出す可能性が非常に高く、深刻な環境汚染が懸念される状況。

<sup>6</sup> 廃棄物の圧縮、バイオガス排出のためのパイプの維持管理などの基本手順書が順守されていない。

言及している。こうしたこれまでの調査に基づき、JICA は廃棄物管理に係る国別研修の他、廃棄物管理支援のための個別専門家の派遣といったソフト面でのアプローチを実施してきたが、引き続き改善の余地がある状況であるために、適切な行政サービスの安定的な提供に向けた体制・仕組みの構築及び能力強化が喫緊の課題となっている。

本調査では既存の廃棄物管理法規則や既存のリソースを最大限活かした効率的かつ効果的な廃棄物管理事業の確立のために、適切な廃棄物管理が妨げられている要因を調査し、本調査の対象都市における適切な廃棄物管理事業の実現のために我が国としてどのような取り組みが出来るかを調査・確認・分析する。

## 第2条 調査の目的と範囲

### (1) 調査の目的

カトマンズ首都圏3市（カトマンズ市、ラリトプール市、バクタプール市）及びポカラ市を対象として廃棄物（家庭ごみ、産業廃棄物及び医療廃棄物）管理上の課題を整理し、日本の知見や技術を活用した今後の支援の方向性を検討するための情報収集を行うもの。本調査では法制度や各自治体における計画策定とその履行、関係組織の組織体制・廃棄物管理能力・財務状況、民間セクターとの連携、地域住民の行政ルールへの理解度、廃棄物に由来する環境影響の概要等を調査すると共に他ドナーの支援と重複のないよう、今後の支援に向けた現状の確認を行う。

### (2) 調査の範囲

本調査では、上述（1）の調査の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

具体的には、既に施行されている廃棄物管理法の下、カトマンズ首都圏3市及びポカラ市の廃棄物（家庭ごみ、産業廃棄物及び医療廃棄物等）の管理に関し、法令や政策等の枠組み、廃棄物管理体制（人員、予算、施設・機材等）、排出・収集・運搬・処分に関する一連のプロセス、民間企業・NGO等の関与、他ドナーの協力事業及びその成果や教訓、廃棄物管理に課題が生じている原因の確認と分析を行う。廃棄物管理法の下で、適切な行政サービスの提供や、最終処分場の管理（用地確保、設置、運営等）は地方自治体の責務となっていることから、各地方自治体の廃棄物管理政策や計画、処分場の用地確保に関する合意形成メカニズム、共通の処分場を利用する際の費用等の負担・分担の在り方についても確認する。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 本調査の位置付け

本調査は、今後の我が国による資金協力及び技術協力の可能性を検討するために実施するものである。本調査はあくまでも情報収集及び現地状況の確認を意図した調査であり、特定のプロジェクトの実施に向けた調査ではないため、特に現地関係

者へのヒアリング時には何らかのプロジェクトの実施が決定している印象を与えないよう配慮する。

## (2) 廃棄物管理に関する課題に基づく現地関係者の意向

発注者は、本調査を開始する前に現地視察及び関係者へのヒアリングを実施しており、ネパール側関係者が現段階で認識している課題を以下のとおり<sup>7</sup>確認しているため、本調査を実施するにあたって参考にすること。

- 1) 分別：分別促進に向けた計画策定、ごみ選別場 (Material Recovery Facility) の整備
- 2) 排出：感染性廃棄物の適切な管理、無害化処理、及び処分、減量に向けた取り組み
- 3) 回収及び運搬：一般家庭、道路などからの収集から中継場等までの効率的な運搬
- 4) 資源活用：バイオガスや集約型コンポスト（非家庭用）活用、製造された製品（肥料等）の流通網構築、デポジット制<sup>8</sup>の普及促進（携帯電話の既存のデポジット制の活用促進等）
- 5) 中継場：コンパクターの導入・運用
- 6) 最終処分場：シスドル最終処分場の安全な閉鎖（ガスの排出や浸出液の処理）、バンチェラダンダ最終処分場の浸出水の処理及び効率的で安全な運用管理
- 7) その他：廃棄物管理技術支援センター<sup>9</sup>の再運用開始に向けた能力向上、廃棄物管理に係るデータの集積とその活用

## (3) 既存資料の最大限の活用による効率的な調査と提言

これまでに廃棄物分野では、ネパール政府や他ドナーによる複数の調査・支援が実施されているため、可能な限り既存資料を参照すること。（公開資料については、第3章2. (4) 配布資料／公開資料等に記載。）特に、課題の要因を分析し対策や対応プロセスを提言する。

また調査対象都市における廃棄物量および廃棄物種類と組成等について、データを収集するメカニズムが整備されておらず、また既存のデータが十分蓄積されていない可能性がある。そのため、求めるデータが存在しない場合については、新たな情報収集に集中し過ぎることなく、既存データも効果的に活用する。

## (4) 調査計画及び現地渡航

<sup>7</sup> 調査事項に反映すべき事項がある場合には、プロポーザルで提案のこと。

<sup>8</sup> 廃棄物の削減や資源回収率の向上を目的として、製品や容器の購入時に一定額の預り金を上乗せして販売し、製品使用後に所定の場所に返却することで預り金を払い戻す制度。

<sup>9</sup> 廃棄物管理技術支援センター (Solid Waste Management Technical Support Center) は、廃棄物管理法に基づき全国の都市を対象に技術支援を行う組織。五つの部署 (Planning and Technical Section、Administration Section、Finance Section、Legal Section、Logistics Section) があつたが、有能な人材の確保、定着が大きな課題となり、2023年現在は機能していない。

本調査は、廃棄物管理に係るこれまでのネパール政府や他ドナーの取り組み及び現状を踏まえ、支援が必要な項目を明らかにするための調査である。現地調査では、廃棄物管理の実態を把握し制度や体制、排出・収集・運搬・処分に関係するサイトの状況、ボトルネックとなっている課題の確認を行う等を想定している。加えて、課題解決に向けた取り組みの実現可能性や課題、留意事項を検討するために、今後対応すべき事項及び日本を含む他ドナーの支援を得るべき事項をネパール側と協議し、整理することが望ましい。

なお現地サイトへの視察や面談に際しては、施設管理者や関係者から然るべき許可や承諾を受けた上で円滑に実施出来るよう、予め時間的な余裕を持って JICA 及び現地関係者に渡航日程や訪問サイトを連絡し、調整することとする。

#### (5) デジタル技術活用の検討

近年、デジタル技術が急速に普及しており、ビジネスや社会活動に変革をもたらしている。そうしたデジタルトランスフォーメーション（DX）を今後の支援の中で活用する可能性も念頭におき、より手軽で分かり易い分別の案内、廃棄物排出の可視化やリサイクルの促進、回収場所や日時の周知等、他国の廃棄物管理行政の中での DX 活用・普及が図られている事例を確認の上、ネパールへの適用可能性を検討する。

#### (6) 地球規模課題に対する配慮及び先を見通した対応策の模索

昨今、気候変動を含む地球規模課題に対する問題意識は急速に高まっており、国際的な枠組みに基づく取り組みが急務となっている。廃棄物管理においても、同様に地球環境に配慮した対応が重要であり、気候変動の適応策（豪雨が発生しても廃棄物や有害な滲出液が川への流入が発生しないような対策等）及び緩和策（リユース・リデュース・リサイクル（3R）の促進やバイオマスエネルギーの活用による低炭素・脱炭素化に向けた取り組み等）を考慮の上、今後の国際的な潮流を見据えた対応や支援の在り方を検討する。

また今後更なる人口増加及び社会経済活動の活性化が見込まれるカトマンズ首都圏およびポカラ市において、具体的にどのような種類の廃棄物がどれほど増加するかといった想定を踏まえて、今後の対策を検討する。

#### (7) 各市で異なる課題及び共通する課題の整理

今回対象とする都市については、自治体（市）毎に課題分析を行う。特に各市で共通していることが想定される課題（予算確保、分別・収集・運搬等）については、各市の現状・対応策を確認する。

なお、本調査の対象地域の自治体（カトマンズ市、ラリトプール市、バクタプール市、ポカラ市）が効果的かつ効率的に廃棄物管理を行っている事例や、官民連携、廃棄物の再利用や減量等に関し、好事例がある場合には、成功要因や実現するための要件を掘り下げて確認し、調査対象地域内の他都市での展開可否を検討する。

(8) 自助努力により改善出来る事項と支援を必要とし得る改善事項の確認・提案

本調査においては、軽微な実務上の取り組み内容・フロー等の見直しによって改善出来る点についても整理の上、関係者に対して提案を行う。他方で、大きな改善を要し、ネパール側関係者による対応のみでは解決に至ることが難しい課題については、他ドナーの協力も必要とし得る改善点として整理する。

(9) ワークショップの開催<sup>10</sup>

本ワークショップは、各市の関係者を集めた場で課題認識について協議し、実現可能な改善策を関係者間で検討・提案することを目的に行う。また上記のワークショップについて、各市の市長の招待も関係者に推奨する。開催地はカトマンズとし、カトマンズ首都圏の3市（カトマンズ市、バクタプール市、ラリトプール市）合同での開催を想定するが、ポカラ市のオブザーバー参加を阻むものではない。

(10) 他ドナーによる事業の内容及びその成果・教訓を踏まえた提言、既存リソースの活用

同国の廃棄物管理分野に対しては、これまでに各ドナーが支援しており、2013年には世界銀行が廃棄物管理における財政面の指標を設定し、持続性を確認出来れば無償資金を供与する支援（Output Based Aid (OBA)）を実施した。またADBはカトマンズ首都圏を対象とした廃棄物管理の支援を検討しており、廃棄物管理技術支援センターへの支援等を模索している。このような他ドナーの既存支援による成果や教訓、今後の協力計画を踏まえ、今後のアプローチや日本の強みを活かした支援の検討を行う。また連邦制の導入以前に実施された案件については、その成果が連邦制の導入後にどのように反映・活用されているかについても確認も行う。

加えて、すでに他ドナー等によって導入された制度、設置された施設や機材、研修や訓練を受けた人材等の既存リソースがある場合には、それらのリソースを可能な限り活かす形での支援を検討する。

(11) 日本が保有する知見や技術力を活かした支援の検討

日本では、廃棄物最終処分場の標準構造として福岡方式（準好気性埋立方式）<sup>11</sup>が確立されており、日本以外の東南アジアをはじめとする諸外国においても同方式が採用されるケースがある。こうした日本が有する知見や技術を活用する形での支援も合わせて検討を行う。

<sup>10</sup> プロポーザルにてワークショップの内容や進め方（構成）を提案すること。またポカラ市関係者においてはオブザーバー参加を可とする。現地政府関係者の出席に際しては、日当・旅費の扱いについては現地の公務員規程に基づくものとする。

<sup>11</sup> 福岡方式（準好気性埋立方式）廃棄物最終処分場は、福岡大学の花嶋正孝教授によって発案され、福岡大学と福岡市の協力により実用化したもの。1979年には日本の廃棄物最終処分場指針の標準構造として採用されている。

#### (12) 健全な財務基盤確立のための提案

廃棄物管理は中央省庁から配分された地方交付金や、回収の際に各戸から徴収された費用、市によっては公共料金的一种として徴収した衛生費を原資として実施されてきた。前述の通り、財政面の指標を設定に支援を受けた実績もあり、こうした支援の成果や現状の資金の流れや予算管理体制を確認し状況を整理する。

#### (13) 既存リソースの活用及び成果の持続する支援の検討

可能な限り現地の既存リソースの有効活用を念頭に、一定の支援の後、自立のかつ持続的に支援効果が続くような支援内容を検討する。高等教育機関・研究機関・有識者の他、民間企業や NGO 及び NPO との連携の現状や、今後の更なる連携促進の検討も行う。

#### (14) コーストや性別等に左右されずに安全かつ衛生的な廃棄物管理が実現されるための視点

コーストや性別等に関わらず、廃棄物管理の従事者が安全かつ衛生的に業務を遂行可能な環境が整備されるよう、調査及び提言を行う。

### 第4条 調査の内容

上記の「第3条 調査の目的と範囲」及び「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえ、以下の内容について調査を実施する。

#### (1) 国内準備調査／第一次国内作業：2023年10月

- 1) 既存の報告書及び関連資料を分析し、ネパールにおける廃棄物管理の状況や課題が発生する経緯、背景を把握する。その上で現地調査が必要と考えられる項目の問立てや訪問先を整理する。
- 2) 発注者と打ち合わせを行い、調査全体の方針、現地での調査項目や調査方法に係る認識の摺り合わせを行う。また対処方針案を検討し、対処方針会議へ参加する。
- 3) 上記2)の打ち合わせ結果を反映したインセプション・レポートを作成の上、発注者に提出する。

#### (2) 第一次現地調査：2023年11月～12月（カトマンズ首都圏3市及びポカラ市）

初回の現地調査ではネパール側関係者との協議を行い、現状についてのヒアリングを行う中で調査対象である各市の廃棄物管理を取り巻く現状を確認する。詳細は以下のとおり。

##### 1) ネパール側関係者に対する調査趣旨の説明

本調査の目的及び業務計画について、関係機関（JICA ネパール事務所、都市開発省、保健人口省、産業・商業・供給省、連邦総務省、カトマンズ市、ラリトプール市、バクタプール市、ポカラ市、関係民間企業及び NGO 等）に説明する。

## 2) 廃棄物管理体制や関連政策・計画の確認

主に中央省庁や各自治体で廃棄物管理に携わる組織体制、人材の配置、予算の流れ、回収から処分までの各段階における必要経費とその徴収方法、技術的な知見の集約方法、廃棄物管理マニュアルやガイドラインの存在及びその活用有無、既存の施設や機材の運用・維持管理状況（使用年数、状態、位置関係、維持管理に必要な経費／年）、施設等へのアクセス道路含む周辺インフラの状態、政策や計画及びその履行・モニタリング状況、民間企業に対する許可制度の概要を調査する。

## 3) 既存の制度・ルール、処分までの一連のプロセスの確認

廃棄物の排出・回収・運搬・処分の中で、誰が（自治体／民間／NGO）、どのような役割分担で（回収／運搬／処分／再利用）、どのような財源や資金の流れ（利用者の費用回収等）の中で廃棄物管理に携わっているかを確認し、整理する。特に、民間企業やNGOへの委託が行われている場合、委託業務内容、サービスの質についても情報収集を行う。廃棄物の回収については、収集サービスエリアも合わせて確認を行うことで、回収サービスが定期的に提供されていない地域を可視化する。

## 4) 医療廃棄物及び産業廃棄物に係る確認

個別の分別・回収・処理プロセスがある場合には排出上の法規程やその実践、具体的な流れを確認する。なお、病院や事業所によって対応に相違がある可能性が高いため、規模やエリアを分けて複数の病院や事業所を確認することを推奨する。

## 5) 廃棄物の排出量や種類に係る情報の収集

各市における廃棄物の排出量の確認方法及び各市の廃棄物量を確認する。その上で、①コンテナ等での回収後、中継施設や中間処理施設を経て最終処分場で処分される廃棄物量、②リサイクルされる廃棄物量、③不法投棄される廃棄物の推定量、④自家処理で処分される廃棄物量を調査する。加えて、廃棄物総量に対して、家庭ごみや産業廃棄物等の分類別での廃棄物量、可燃ごみや不燃ごみ、プラスチックごみなどの種類別の廃棄物量、リサイクル量を確認する。

## 6) 地域住民や産業セクターの協力と理解

排出のタイミングや場所、廃棄物の分別や3Rなど一般市民や産業セクターの協力を得ることが必要な事項について、一般住民や事業者の廃棄物管理（既存制度や自治体のルール等）に係る認知度を確認する。

## 7) 既存の最終処分場の状況改善・安全な閉鎖に向けた調査

既存の最終処分場であるバンチェラダンダ最終処分場の運用状況を踏まえ、浸出水の処理方法や浸出水の増加を最低限にするための対応策（表流水の流れ込み防止用の排水溝の設置等）、埋立地ガスの対策、及びシスドル処分場の安全な閉鎖に向けた留意点についても調査を行う。



8) 民間企業等の許可証交付の現状確認

民間企業等が廃棄物管理実務を担う上で必要となる許可について、許可を得るための申請、審査（内容及び方法）、承認、証明書発行、許可の更新に係る一連のプロセス、実際に廃棄物管理実務を担う企業の許可取得率、民間企業に委託された業務に対するモニタリングについて調査を行う。

9) インフォーマルセクターに係る確認

インフォーマルセクターによる有価物の回収が行われている場合、インフォーマルセクターの関与の度合いや行政側の受け止め方について確認を行う。

10) リサイクル産業の動向

また既存のリサイクルのプロセスについて、リサイクル産業の状況と処理能力、実施団体／企業の運営管理について現状を確認する。

1.1) 他ドナーの支援に係る情報収集

支援概要や成果、教訓・課題、今後の支援方針について情報収集及び意見交換を実施する。

1.2) 啓発のための取り組みに係る確認

ネパールの学校等における公的なイベントや当該イベントに際する広報を通じて、一般市民の廃棄物管理に対する意識啓発や既存ルールの周知のために、実施されている取り組みを確認する。

(3) 第二次国内作業：2023年12月～2024年2月

- 1) 初回現地調査の調査結果をインテリム・レポートとして整理の上、関係者に報告する。また現地調査報告会を開催し、参加する。
- 2) バングラデシュ等の第三国の事例を元に、ネパールでも応用可能性のある事例や取り組みを確認する。
- 3) 調査結果を踏まえた第二次現地調査の計画を立て、発注者と協議する。また対処方針案の検討を行い、対処方針会議へ参加する。

(4) 第二次現地調査：2024年3月（カトマンズ首都圏3市）

1) ワークショップの開催

各市で共通している課題（予算確保、分別・収集・運搬や3R等）及び今後の各市の連携促進が問題解決の鍵となる課題について、各市の関係者を集めた場で課題認識について協議し、実現可能な改善策を関係者間で検討・提案する。また合わせてこれまでの調査結果についても、現地の関係省庁及び対象とする3市の市役所に報告する。ワークショップの対象人数は約15名（都市開発省2名、健康人口省1名、産業・商業・供給省1名、3市から市長等の要職者も含め3名ずつ（9名）、有識者及びNGO関係者（計2名程度））を想定する。

2) 今後対応すべき事項の確認・協議

ネパール側で対応すべき事項をネパール側関係者と説明・協議し、先方の意見を確認する。また他国からの支援が必須とネパール側関係者が考える支援内容について、ヒアリングを実施する。

3) 日本の知見やDXを活用した支援案

日本が有する知見や経験、DXを活かした形での支援を検討し、日本が果たせる役割及び今後のODA、非ODAで実施が求められている取り組みを確認、分析する。

4) その他

初回現地調査の結果を踏まえ、ファイナルレポートの作成にあたって引き続きの確認が必要と考えられる事項を調査する。

(5) 第三次国内作業／国内整理期間：2024年6月

- 1) 第二次現地調査の結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポートを作成し、発注者に提出する。
- 2) 発注者より受領したドラフトファイナルレポートに対するコメントを反映し、ファイナルレポートを作成し、ファイナルレポートの内容について、発注者へ報告を行う。

## 第5条 報告書等

業務の各段階において、作成・提出を求める報告書等は以下のとおり。

	成果品・報告書の名称	提出時期	部数及び形式
1	インセプション・レポート（日・英）	現地調査の2週間前	電子データ（PDF及びWord）
2	インテリム・レポート（日・英）	第一次現地調査より帰国後2週間以内	電子データ（PDF及びWord）
3	ドラフトファイナルレポート（日・英）	2024年4月中	電子データ（PDF及びWord）
4	ファイナルレポート（日・英）	2024年6月15日	電子データ（PDF及びWord）、CD-R4部

（成果品・報告書に係る留意点）

・報告書を作成する際には、最新の「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

・成果品・報告書については現地で撮影された写真を適切な枚数含め、特に現地地の状況や既存施設・機材の状態等が分かり易く伝わるように創意工夫する。

別紙 1 : プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項（プロポーザルの重要な評価部分）

別紙 2 : 報告書目次案

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	各市関係者を対象としたワークショップの内容、進め方に係る提案	第4条(9) ワークショップの開催

## ファイナル・レポート目次案

※本目次案は発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

### 1 調査概要

- (1) 調査結果の要約
- (2) 調査の目的・背景
- (3) 調査方針
- (4) 調査内容・工程
- (5) 調査団員・要員計画

### 2 ネパールにおける廃棄物管理に係る法制度、政策、カトマンズ首都圏 3 市及びポカラ市における条例等規則・行政制度・管理体制

- (1) 既存の法規則・条例、排出・分別・回収に係るルール・業者登録制度等
- (2) 都市開発省、保健人口省、産業・商業・供給省及び各自治体の組織構成・人員・役割
- (3) 既存施設（中間処理場・最終処分場）の現状、使用機材、運用規則、維持管理体制

### 3 カトマンズ首都圏及びポカラ市の廃棄物の概要

- (1) 一般ごみ、産業廃棄物、医療廃棄物の排出総量・排出量の推移
- (2) 可燃・不可燃等の種類別の廃棄物量
- (3) 不法投棄量・リサイクル・自家処理量

### 4 廃棄物管理の管理プロセス及び一般市民の意識・行動

- (1) 排出・回収・運搬・処分の流れ、業務分担
- (2) 廃棄物管理に係る資金の流れ
- (3) 民間企業等に対する廃棄物管理許可証交付
- (4) リサイクルの仕組み（制度、実施団体／企業、運営方法等）
- (5) 廃棄物管理におけるインフォーマルセクターの関与
- (6) 廃棄物管理に係る一般市民の理解・3R への協力、啓発のための取り組み

### 5 カトマンズ首都圏 3 市及びポカラ市における他ドナーによる支援概要

- (1) 支援事業概要、実施中案件を含む事業実績一覧・支援成果
- (2) 実施中案件及び支援後の課題・教訓
- (3) 今後の支援方針

### 6 課題分析及び対策案の検討

- (1) 行政・制度・技術面・体制面での課題と対策案
- (2) 排出時の課題と対策案
- (3) 回収・運搬時の課題と対策案
- (4) 最終処分時の課題と対策案

- (5) 資源の再利用の課題と対策案
- (6) ステークホルダーの認識における課題と対策案

7 各課題の対策案の具現化に向けた支援方法等の提案

- (1) ネパール政府にとって必要な対応
- (2) 有償資金協力（海外投融資を含む）
- (3) 無償資金協力
- (4) 技術協力
- (5) 他国の廃棄物管理分野における日本の知見・DX 活用事例
- (6) その他（非 ODA での支援案を含む）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
評価対象とする類似業務：廃棄物管理
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

- 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数  
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／廃棄物管理政策、計画及び状況分析
- 廃棄物管理制度
- 廃棄物管理（組織制度・財務分析）

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.83 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／廃棄物管理計画及び状況分析）】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物管理、廃棄物管理政策、計画及び状況分析
- ② 対象国及び類似地域：ネパール及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：廃棄物管理制度】

- ① 類似業務経験の分野：廃棄物管理、廃棄物管理制度

② 対象国及び類似地域：評価せず

③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：廃棄物管理（組織制度・財務分析）】

① 類似業務経験の分野：廃棄物管理（組織制度・財務分析）

② 対象国及び類似地域：ネパール及び南アジア地域

③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

調査期間は全体で2023年10月～2024年6月とし、ファイナルレポートの提出期限は2024年6月15日とする。同期間内で2回の現地渡航を行うことを想定する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 14.17人月（現地：9.17人月、国内：5.00人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者／廃棄物管理政策、計画及び状況分析（2号）

② 廃棄物管理制度（3号）

③ 廃棄物管理（組織制度・財務分析）（3号）

④ 廃棄物管理（収集・運搬）

⑤ 廃棄物管理（分別・資源活用・中間処理・最終処分）

#### 3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 現地調査における現地関係者（例として関係省庁、地方自治体、民間企業、NGOの関係者、住民等）に対する情報収集業務。

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

➤ 特になし

#### 2) 公開資料

➤ [Solid Waste \(Management and Resource Mobilization\) Act \(1987\)](#)

➤ [Industrial Enterprise Act \(1992\)](#)

➤ [Solid Waste Management Act, 2068 \(2011\)](#)

➤ [Solid Waste Management Rules, 2070 \(2013\)](#)

➤ [Output-Based Aid for Solid Waste Management Nepal and the West Bank \(June 2015\), The Global Partnership on Output-Based Aid](#)



- [Intergovernmental fiscal Arrangement Act, 2074 \(2017\)](#)
- [Local Governance Act, 2017 \(Nepal\)](#)
- [National Urban Development Strategy, 2017](#)
- [Environment Protection Act, 2019](#)
- [Public Private Partnership and Investment Act, 2019](#)
- [Strategic assessment of solid waste management services and systems in Nepal- City-level Assessment and Draft Service Improvement Plan for Solid Waste Management For Pokhara Metropolitan City \(2020\)](#)
- [Waste Management Baseline Survey of Nepal \(2020\), Central Bureau of Statistic](#)
- [National Health Care Waste Management Standards and Operating Procedures \(2020\)](#)
- [Exploring the Avenues for plastic WASTE MANAGEMENT \(2020\), United Nations Development Programme Accelerator Labs](#)
- [Assessment of SWM Services and Systems in Nepal -Policy Advisory Note \(September 2020\), World Bank Group and Global Partnership for Results-Based Approaches](#)
- [Out-pur based aid for solid waste management in Nepal \(April 2022\)](#)
- [平成 14 年度特別案件等調査団報告書—ネパール国別特設「廃棄物処理」コース—](#)
- [ネパール連邦民主共和国カトマンズ盆地廃棄物管理情報収集・確認調査報告書（平成 26 年 11 月）](#)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

- 1) 渡航前の事前準備として後述する「行動規範」に関わらず、全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録、JICA 安全対策研修の受講、緊急連絡先情報の提供を徹底する。また、3 ヶ月以上の渡航は在外公館へ在留届を提出する。
- 2) JICA と契約関係にある国際協力事業関係者の方には研修の受講義務があり、JICA ホームページを確認の上、ご自身の渡航先に応じた JICA 安全対策研修を受講することが推奨される。

安全対策研修・訓練 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>)

- 3) JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されるため、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置 (<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>) を入手する。
- 4) また、当該国・地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せて確認する。
- 5) 本調査の対象地であるネパール国カトマンズ郡向けの行動規範は以下のとおり。

#### ① 渡航前

- ・ 渡航前に、「ネパール国安全対策マニュアル」を熟読する。
- ・ 国内移動については、「ネパール国安全対策マニュアル」を確認のうえ、必要に応じて国内移動届を事務所に提出する。
- ・ 標高 2500m を超える地域に宿泊する場合は、高山病対策の観点から 4 週間前までに事務所に申請を行う。
- ・ 国内陸路・空路移動について、極力日中の明るい時間に行く。
- ・ 選挙等の政治行事、宗教記念日及びその他リスクが高いと考えられる期間は不要不急の渡航または移動を極力避ける。
- ・ 出入国は空路のみ。

#### ② 滞在中

- ・ 本邦及び第三国からの渡航者は、ローミング可能な携帯電話を持参するか、または現地到着後に SIM カードを入手する。
- ・ 携帯電話を常に携帯し、充電を忘れず行い、通話可能な状態とする。
- ・ 公共の場での目立つ服装、露出の多い服装は避ける。
- ・ 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする。
- ・ 不審な組織または団体から不当な金品等の要求を受けた場合は、要求に決して応じてはならず、速やかに JICA 本部またはネパール事務所に報告する。
- ・ 圧力鍋を用いた爆発物等の不審物を発見した時は、速やかにその場から離れるとともに警察等に通報する。
- ・ 車両移動を行う際は、後部座席であっても必ずシートベルトを着用する。
- ・ 夜間の外出は最小限に留めること（特に女性の夜間一人歩きは避ける）。夜間の都市間移動は不可。
- ・ 空港においては出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とすること。
- ・ 標高 2500m を超える地域に宿泊する場合は、別途ネパール事務所の定めるルールに従う。
- ・ 旅程、宿泊先を変更する場合は、事前に速やかに事務所担当者に連絡・相談した上で変更する。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

#### **【上限額】**

**56,398,000円（税抜）**

なお、定額計上分 7,750,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

**なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費
- 6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地における関係者へのヒアリング・情報収集に係る再委託費	「第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項（13） 現地人材への再委託」	5,000,000円	人件費、出張旅費（日当・宿泊費）	再委託
2	現地ワークショップ開催費	「第2章 特記仕様書 第4条 調査実施の留意事項（9）ワークショップの開催」	1,950,000円	参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費、資料印刷費	一般業務費（③セミナー等実施関連費）
3	資料等翻訳費		800,000円		一般業務費

(5) 見積価格について、  
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

**（千円未満切捨て不要）**

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒シンガポール⇒カトマンズ（シンガポール航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 上記1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	<b>(4)</b>	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
	<b>( 26 )</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/廃棄物管理政策、計画及び状況分析</u>	( 26 )	( 11 )
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/○○○○</u>	(—)	( 11 )
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	( 4 )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4

(2) 業務従事者の経験・能力： <u>廃棄物管理制度</u>	( 12 )
ア) 類似業務の経験	8
イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	4
(3) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物管理（組織制度・財部分析）	( 12 )
ア) 類似業務の経験	6
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	3